

一般財団法人小値賀町担い手公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人小値賀町担い手公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を長崎県北松浦郡小値賀町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、地域の特性と資源を活かした産業の振興並びに次代を担う担い手の育成・確保を行い、地域の活性化と町民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 担い手育成及び確保事業
- (2) 農地保全及び管理事業
- (3) 農地利用集積円滑化事業
- (4) 新規作目の試験栽培及び普及事業
- (5) 農作業支援及び受託事業
- (6) 育苗及び管理栽培事業
- (7) ゆうきセンター管理運営事業
- (8) 労務作業受託事業
- (9) 人材派遣事業
- (10) 農水産物の加工及び販売事業
- (11) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、小値賀町内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 公社の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 会社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

(基本財産)

第7条 会社の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、会社の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、会社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 基本財産の管理及び処分について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める一般財団法人小値賀町担い手公社財産管理運用規程〔以下「財産管理運用規程」という。〕によるものとする。

(その他の財産)

第8条 会社のその他の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は前条第3項の規定による財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 会社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類については、その内容を報告し、第4号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主

たる事務所に備え置くものとする。

- 3 公社は、第1項の定時評議員会の開催後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第12条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

- 2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、公社が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(会計原則)

第14条 公社の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められた会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 公社に、評議員3名以上6名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 3 評議員は、公社の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合

の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前条による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第22条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を2日前までに短縮することができる。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事長が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員会会長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める一般財団法人小値賀町担い手公社評議員会運営規則(以下

「評議員会運営規則」という。)による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員を設置)

第30条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。ただし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務を執行する者とする。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、公社の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) 公社の業務及び財産並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第34条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第35条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第36条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする公社の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする公社との取引
 - (3) 公社がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における公社とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、理事会が別に定める一般財団法人小値賀町担い手公社理事会運営規則（以下「理事会運営規則」という。）によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第38条 公社は、理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 公社は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があったときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合に、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第49条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第51条 公社は、基本財産の滅失によるこの会社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第52条 公社が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は小値賀町に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 会社の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める一般財団法人小値賀町担い手公社事務局組織規程（以下「事務局組織規程」という。）による。

(備置き帳簿及び書類)

第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書の計算書類

(9) 前号に掲げる書類に係る監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前各号の帳簿、書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに理事長が別に定める一般財団法人小値賀町担い手公社情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める一般財団法人小値賀町担い手社個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）による。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 社の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 剰余金の分配の禁止

(剰余金の分配の禁止)

第58条 社は、剰余金を分配することができない。

第11章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、社の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第

1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 会社の最初の代表理事は、西 浩三とする。業務執行理事は、谷 良一とする。
- 4 この定款の改正は、行政庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（令和2年3月25日評議員会議決）

この定款は、令和2年3月25日から施行する。

附 則（令和3年3月18日評議員会議決）

この定款は、令和3年3月18日から施行する。

(別 表)

○基本財産（第7条関係）

財 産 種 類	場 所 ・ 物 量 等
定 期 預 金	○ 出資金 ・ 小値賀町 20,000,000 円 ・ ながさき西海農業協同組合 5,000,000 円

○その他の財産（第8条関係）

財 産 種 類	場 所 ・ 物 量 等
土 地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗ハウス・研修ハウス・格納庫・駐車場用地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 1 「4,991 m²」 ・ 研修棟用地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 4 「990 m²」
建 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修棟 木造平屋ガルバニウム葺 1 棟 「510.6 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 4 ・ 農機格納庫 木造平屋ガルバニウム葺 1 棟 「128.0 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 1 ・ ミニトマト集出荷場 木造平屋ガルバニウム葺 1 棟 「108m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 344 番地 2 ・ スマート放牧簡易キット牛舎 木造 6 型 1 棟 「87,48m²」 長崎県北松浦郡小値賀町斑島郷 327 番 2

財 産 種 類	場 所 ・ 物 量 等
構 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 鉄骨・耐候性ハウス 4連棟 「1,600 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 1 ・研修ハウス 鉄骨・耐候性ハウス 4連棟 「960 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 302 番地 1 ・新規就農者リースハウス (第 1 号) トマト用ビニールハウス 連棟補強 I 型HKハウス 1 棟 5連棟 「1,505 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 1263 番 ・新規就農者リースハウス (第 2 号) トマト用ビニールハウス 連棟補強 I 型HKハウス 1 棟 6連棟 「2,012,5 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 288 番 2, 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 288 番 3 ・新規就農者リースハウス (第 3 号) トマト用ビニールハウス 連棟補強 I 型HKハウス 1 棟 5連棟 「2,100 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 338 番 1 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 372 番 1 ・新規就農者リースハウス (第 4 号) トマト用ビニールハウス 連棟補強 I 型HKハウス 1 棟 5連棟 「1,537,5 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 288 番 4 ・スマート放牧牛舎用給水施設 ローリータンク NL-2000/50^{ハルブ} 3 台 カウプランター水槽 500^{ハイル}=2500 3 台 給水施設配管 3 本 長崎県北松浦郡小値賀町斑島郷 327 番 2 ・スマート放牧システム電源通信設備 一式 長崎県北松浦郡小値賀町斑島郷 327 番 2

財 産 種 類	場 所 ・ 物 量 等
構 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート放牧システム電気設備 外周 1,400m(2段) 内仕切り 250m×5ヶ所 長崎県北松浦郡小値賀町斑島郷 307 番 1、327 番 1、 327 番 5 ・新規就農者リースハウス (第5号) ビニールハウス 1 棟 3 連棟「1,050 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町前方郷 1757 番 1 ・新規就農者リースハウス (第6号) ビニールハウス 2 連棟×2 「540 m²・468 m²」 長崎県北松浦郡小値賀町前方郷 202 番 1、207 番 1、208 番、210 番、211 番 ・牛舎(笛吹在) 木造合金亜鉛メッキ鋼板葺平家建 226.92 m² 附属建物 (倉庫) コンクリートブロック造スレート葺平家建 37.80 m² 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 47 番 1
出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさき西海農業協同組合 300口 300,000円